明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

1　平成27年7月2日　木曜日　官　報　（号外第149号）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針の一部を改正する件（金融庁六六）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三三八）　三
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三三九）　七
○航路標識に関する件（海上保安庁四九）　二

〔公　告〕

諸事項

裁判所
　破産、免責関係　二五
特殊法人等
　日本弁護士連合会裁決関係　二九
地方公共団体
　無縁墳墓等改葬、公示送達関係　三〇
会社その他
会社決算公告　三一

○

△

○

告　示

○金融庁告示第六十六号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十一年金融庁告示第六十三号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成十七年金融庁告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月九日から適用する。

平成二十七年七月二日　　金融庁長官　細溝　清史

（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部改正）

第一条　金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を次のように改正する。

第五条第三項中「所得税法（昭和40年法律第33号）第234条第１項等」を「国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の２から第74条の６」に改める。

第七条を次のように改める。

第７条　適正な取得（法第17条関連）

金融分野における個人情報取扱事業者は、法第17条に従い、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。事業者は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず、個人情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三者から、当該情報が漏えいされた個人情報であること等を知った上で当該情報を取得してはならない。

第三者からの提供（法第23条第１項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（施行令第２条第２号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（第13条第４項の規定（法第23条第２項・第３項）参照）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

第十二条第１項中「き損」を「毀損」に、「事業の性質及び」を「委託する事業の規模及び性質並びに」に改め、同条第三項を次のように改める。

３　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない。なお、二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行わなければならない。

具体的には、金融分野における個人情報取扱事業者は、例えば、以下を実施すること。

①　個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直さなければならない。

なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。